

会員特約新旧対照表

「京王パスポート VISA カード会員特約」 (赤字は変更箇所)	
現行（旧）	改定後（新）
第 1 条（名称） 本カードは株式会社京王パスポートクラブ（以下「パスポートクラブ」という）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「京王パスポート VISA カード」（以下「カード」という）と称します。	第 1 条（名称） この カードは株式会社京王パスポートクラブ（以下「パスポートクラブ」という）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「京王パスポート VISA カード」（以下「 本 カード」という）と称します。
第 3 条（カード発行会社） 1. カードの発行は二社が行い、カードを会員に貸与します。 2. カードの所有権は、二社に帰属します。	第 3 条（カード発行会社） 1. 本 カードの発行は二社が行い、 本 カードを会員に貸与します。 2. 本 カードの所有権は、二社に帰属します。
第 5 条（パスポート加盟店でのご利用） 1. 会員は、パスポートクラブの指定する加盟店（以下「パスポート加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票等にカード裏面と同一の自己の署名を行うことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。なお、パスポートクラブが適当と認めたパスポート加盟店においては、売上票への署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等によって取引を行う場合があります。 2. 前項の定めに関わらず会員がパスポートクラブの取扱う通信販売、電話予約販売等のサービスを利用する場合は、カードの呈示と売上票等への署名を省略する等パスポートクラブの別途指定する方法によるものとします。 3. 会員は、前 2 項のカード利用による取引の結果生じたパスポート加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店からパスポートクラブに譲渡し、さらにパスポートクラブから三井住友へ再譲渡することを予め承認するものとします。 4. 前項の取扱いは、パスポートクラブ若しくは三井住友の都合により変更することがあります。	(削除)
第 6 条（パスポート加盟店でのご利用代金のお支払い） 1. パスポート加盟店でのご利用代金の支払区分は、会員規約第 30 条に定める支払区分と同様とします。但し、パスポート加盟店によっては取扱いが異なる場合があります。 2. パスポート加盟店でのご利用代金は、会員規約第 28 条第 1 項に定める加盟店でのご利用代金と合算して、会員規約第 17 条の定めに従い、三井住友に対してお支払いいただきます。 3. 前項のお支払額は、三井住友からご利用代金明細書を送付し通知します。 4. 前 3 項の取扱いは、パスポートクラブ若しくは三井住友の都合により変更することがあります。	第 5 条（（削除）ご利用代金のお支払い） 1. 本カードのご利用代金の利用明細の会員への通知は、会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を三井住友指定のウェブサイト閲覧可能な状態におく方法またはカード利用代金明細書の郵送による方法があり、法令上利用明細書の送付が義務づけられる場合その他三井住友が必要と判断する場合でない限り、三井住友指定のウェブサイト閲覧可能な状態におく方法を原則とします。 2. 会員への利用明細の通知につきカード利用代金明細書の郵送による方法をとる場合には、当該方法が法令上の義務である場合を除き、会員は三井住友所定の手数料を支払うものとします。 3. 前 2 項の取扱いは、パスポートクラブ若しくは三井住友の都合により変更することがあります。
第 7 条（会員資格の喪失）	第 6 条（会員資格の喪失）
第 8 条（支払期日）	第 7 条（支払期日）
第 9 条（京王ショッピングローン）	第 8 条（京王ショッピングローン）
第 10 条（会員規約の適用）	第 9 条（会員規約の適用）
第 11 条（本特約の改定） 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後または改定後の特約を送付した後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。 (2022 年 11 月改定)	第 10 条（本特約の改定） 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後または改定後の特約を送付した後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。 また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。 (2025 年 4 月 改定)